

群馬大学医学部教務委員会部会内規

平成 16. 4. 1 制 定  
改 正 平成 23. 4. 1 平成 23. 4. 19  
平成 26. 4. 1 令和 2. 4. 21  
令和 4. 6. 1

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学医学部教務委員会規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学医学部教務委員会部会（以下「部会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 卒業に関すること。
- (3) 学生の身分異動に関すること。
- (4) 学生の厚生補導に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項に係る改善に関すること。
- (6) その他学生に関すること。

(組 織)

第 3 条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

(1) 医学科部会

医学科会議で選出された医学系研究科の主任を命ぜられた教授 6 人  
部会長が必要と認めた教授 若干人

(2) 保健学科部会

保健学科会議で選出された保健学研究科の主任を命ぜられた教授 7 人

(任 期)

第 4 条 部会員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、原則として引き続き 2 年を超えることはできない。

2 補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 5 条 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会員以外の者の出席)

第 7 条 部会が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(会議の報告)

第 8 条 部会長は、部会の審議結果を当該学科会議及び医学部教務委員会に報告するもの

とする。

(事 務)

第9条 部会の事務は、学務課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、医学部長が行う。

附 則

この内規は、平成23年4月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年6月1日から施行する。